

○多賀城市埋蔵文化財調査センター条例施行規則

昭和62年3月4日
多教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、多賀城市埋蔵文化財調査センター条例(昭和61年多賀城市条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成6年多教委規則2号・19年5号・22年5号〕)

(事業)

第2条 埋蔵文化財調査センター(以下「センター」という。)は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 埋蔵文化財の発掘、調査及び研究に関すること。
- (2) 出土品、資料等の収集、整理、保管及び展示活用に関すること。
- (3) 埋蔵文化財の普及啓発に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(全部改正〔平成6年多教委規則2号〕、一部改正〔平成19年多教委規則5号・22年5号〕)

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(全部改正〔平成19年多教委規則5号〕、一部改正〔平成22年多教委規則5号〕)

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときを除く。
 - (2) 休日の翌日。ただし、日曜日及び土曜日に当たるときを除く。
 - (3) 12月28日から翌年1月4日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- 2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を設定することができる。

(全部改正〔平成19年多教委規則5号〕、一部改正〔平成22年多教委規則5号〕)

(入館者の遵守事項)

第5条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 館内でインク、墨汁類を使用しないこと。
- (2) 許可を得ないで展示品の模写又は撮影をしないこと。
- (3) 館内で喫煙又は飲食をしないこと。
- (4) 他の入館者の迷惑となる行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会の指示に従うこと。

(一部改正〔平成6年多教委規則2号・19年5号〕)

(入館の規制等)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める者については、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 館内の秩序を乱し、又は乱すおそれのある者
- (2) 館内の施設若しくは設備又は展示品をき損するおそれのある者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会の指示に従わない者

(一部改正〔平成元年多教委規則7号・6年2号・19年5号〕)

(寄贈等)

第7条 センターに資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、教育委員会に申し出なければならない。

(一部改正〔平成元年多教委規則7号・6年2号・19年5号・22年5号〕)

(所蔵資料の貸出し)

第8条 センターに所蔵されている資料(以下「所蔵資料」という。)の貸出しは、博物館、美術館、図書館、学校その他教育委員会が適当と認める施設において所蔵資料を展示し、又は学術上の研究、学習等に用いる場合に限り行うことができる。

2 所蔵資料の貸出しを受けようとするものは、所蔵資料貸出承認申請書(様式第1号)を教育委員会に提

出し、その承認を受けなければならない。この場合において、貸出しを受ける所蔵資料が寄託物であるときは、寄託者の承諾書を併せて提出しなければならない。

3 所蔵資料の貸出しの期間は、60日以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(一部改正〔平成元年多教委規則7号・6年2号・19年5号・22年5号〕)

(特別観覧料の納入)

第9条 [条例第4条第1項ただし書](#)に規定する特別観覧料は、市長の発行する観覧券又は納入通知書により納入しなければならない。

(追加〔平成22年多教委規則5号〕)

(特別観覧料の返還)

第10条 [条例第4条第2項ただし書](#)の規定により特別観覧料の全部又は一部を返還することができる場合は、[次の各号](#)に掲げる場合とし、当該返還する額は、利用料金のうち、それぞれ[当該各号](#)に定める額とする。

(1) 災害その他不可抗力により、特別展示を行っている全部の展示室の観覧ができなくなった場合
全額

(2) 災害その他不可抗力により、特別展示を行っている一部の展示室の観覧ができなくなった場合
5割相当額

2 [前項](#)の規定により特別観覧料の返還を受けようとする者は、特別観覧料返還申請書([様式第2号](#))を提出し、その承認を受けなければならない。

(追加〔平成22年多教委規則5号〕)

(特別観覧料の免除)

第11条 [条例第5条](#)の規定により特別観覧料の全部又は一部を免除することができる場合は、[次の各号](#)に掲げる場合とし、免除する割合は、それぞれ[当該各号](#)に定めるところによる。

(1) 市内の小学校又は中学校の学校行事として児童及び生徒並びにこれらの引率者が観覧する場合
10割

(2) [地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第252条の2の2](#)の規定により設置された協議会又は[同法第284条](#)の規定により設置された組合から社会教育施設(センターを含む。)を無料で利用することができる証明書の交付を受けている小学生又は中学生が観覧する場合 10割

(3) 身体障害者([身体障害者福祉法\(昭和24年法律第283号\)第15条第4項](#)の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。)及びその者の身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者の介護者(1人に限る。)が観覧する場合 5割

(4) 知的障害者(児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者であると判定された者に対して交付される手帳(以下「療育手帳」という。)を有する者をいう。)及びその介護者(1人に限る。)が観覧する場合 5割

(5) 精神障害者([精神保健及び精神障害者福祉に関する法律\(昭和25年法律第123号\)第45条第2項](#)の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。)及びその者の精神障害者保健福祉手帳に障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者の介護者(1人に限る。)が観覧する場合 5割

(6) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認められた場合 市長が定める割合

2 [前項第1号](#)の規定により特別観覧料の免除を受けようとする者は、特別観覧料免除申請書([様式第3号](#))を提出し、その承認を受けなければならない。

3 [第1項第2号](#)から[第5号](#)までの規定により特別観覧料の免除を受けようとする者は、無料証明書、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を、入館の際に提示しなければならない。

(追加〔平成22年多教委規則5号〕、一部改正〔平成26年多教委規則2号〕)

(き損の届出等)

第12条 入館者は、館内の施設若しくは設備又は展示品をき損したときは、直ちにその旨を届け出て、教育委員会の指示を受けなければならない。

2 [前項](#)の規定は、[第8条第2項](#)の承認を受けたものが所蔵資料をき損し、又は亡失した場合について準用する。

(一部改正〔平成元年多教委規則7号・6年2号・19年5号・22年5号〕)

(指定管理者による管理)

第13条 [条例第6条](#)の規定により指定管理者に[同条各号](#)に掲げる業務を行わせる場合は、[第3条第1項](#)及び[第4条第2項](#)の規定にかかわらず、当該指定管理者は、多賀城市埋蔵文化財調査センターの管理上必

要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、多賀城市埋蔵文化財調査センターの開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を設けることができる。

2 条例第6条の規定により指定管理者に同条各号に掲げる業務を行わせる場合における第3条第2項、第5条及び第6条の規定の適用については、第3条第2項、第5条及び第6条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(追加〔平成23年多教委規則4号〕)

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

(一部改正〔平成元年多教委規則7号・6年2号・19年5号・22年5号・23年4号〕)

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年2月27日多教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年6月28日多教委規則第7号)

この規則は、平成元年7月1日から施行する。

附 則(平成6年3月24日多教委規則第2号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成14年2月27日多教委規則第6号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日多教委規則第3号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月29日多教委規則第5号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日多教委規則第5号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月27日多教委規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第8条の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る貸出しについて適用し、同日前の申請に係る貸出しについては、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月25日多教委規則第5号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月22日多教委規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に残存する帳票類は、当分の間、必要な調整を行い使用することができる。

附 則(平成26年10月31日多教委規則第2号)

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

(一部改正〔平成元年多教委規則1号・7号・6年2号・19年5号・22年5号〕)

様式第1号（第8条関係）

所蔵資料貸出承認申請書				
多賀城市教育委員会殿		年 月 日		
		申請者 住所		
		団体名		
		代表者名	印	
		連絡先		
下記のとおり貴館所蔵資料の貸出しを受けたいので申請します。				
記				
利用目的				
貸出期間	年 月 日～ 年 月 日			
利用場所				
利用方法				
貸出資料	記号・番号	品名	数量	備考
輸送方法				
取扱責任者				
備考				

注 貸出しを受ける所蔵資料が寄託物であるときは、寄託者の承諾書を併せて提出すること。

様式第2号(第10条関係)

(追加〔平成22年多教委規則5号〕)

様式第2号（第10条関係）

特別観覧料返還申請書	
年 月 日	
多賀城市教育委員会教育長 殿	
申請者住所 氏名 連絡先	
印	
下記のとおり特別観覧料の返還を受けたいので申請します。 記	
返 還 申 請 の 理 由	
返 還 額	円
備 考	

様式第3号(第11条関係)

(追加〔平成22年多教委規則5号〕)

様式第3号（第11条関係）

特別観覧料免除申請書	
年 月 日	
多賀城市教育委員会教育長 殿	
申請者住所 団体名 代表者名 連絡先	
印	
下記のとおり特別観覧料の免除を受けたいので申請します。 記	
免除申請の理由	
観覧年月日	年 月 日（曜日）
観覧時間	前 午 時 分 ～ 前 午 時 分 後 後
観覧人数	
引率者職氏名	
備考	